

平成 28 年

第 2 回柳泉園組合議会定例会議録

平成 28 年 5 月 24 日開会

柳泉園組合議会

平成28年第2回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・議案第12号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 4
・議案第13号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 4
・議案第14号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 8
○閉 会	4 0

平成28年第2回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成28年5月24日 開会

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 行政報告
5. 議案第12号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分
について
6. 議案第13号 平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分につ
いて
7. 議案第14号 柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

1 出席議員

- | | |
|----------|----------|
| 1番 島崎清二 | 2番 関根光浩 |
| 3番 村山順次郎 | 4番 後藤ゆう子 |
| 5番 藤岡智明 | 6番 桐山ひとみ |
| 7番 鈴木たかし | 8番 小西みか |
| 9番 渋谷けいし | |

2 関係者の出席

- | | |
|-------------|-------|
| 管理者 | 並木克巳 |
| 副管理者 | 渋谷金太郎 |
| 副管理者 | 丸山浩一 |
| 助役 | 森田浩 |
| 会計管理者 | 坂東正樹 |
| 清瀬市都市整備部長 | 黒田和雄 |
| 東久留米市環境安全部長 | 山下一美 |

西東京市みどり環境部長

松川 聡

3 事務局・書記の出席

総務課長

新井 謙二

施設管理課長

千葉 善一

技術課長

佐藤 元昭

資源推進課長

宮寺 克己

書記

横山 雄一

書記

小林 光一

書記

滝村 和道

書記

本間 尚介

午後 1時30分 開会

○議長（渋谷けいし） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成28年第2回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（渋谷けいし） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、5月17日、代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります島崎清二議員に報告を求めます。

○1番（島崎清二） 去る5月17日、代表者会議が開催され、平成28年第2回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成28年第2回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、5月24日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第12号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」、「日程第6、議案第13号、平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」は関連がございますので

一括議題として質疑を受け、個々に討論、採決いたします。

次に、「日程第7、議案第14号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」を上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

以上で本日本日予定された日程が全て終了となり、第2回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 報告が終わりました。

これよりただいまの代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りとし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第5番、藤岡智明議員、第6番、桐山ひとみ議員、以上のお二方をお願いをいたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付しております書類に記載のとおりでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（渋谷けいし） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） それでは、改めまして、皆さんこんにちは。

本日、平成28年柳泉園組合議会第2回定例会の開催に当たり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

各市とも第2回定例会の開催を控えましてそれぞれお忙しい中、議員の皆様におかれま

しては本日の定例会に御出席いただきまして、まことに厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、2月から4月までの主な事務事業について御報告させていただきます。

また、御案内のとおり、専決処分など3件の議案を御提案させていただいております。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第2回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 次に、助役より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○助役（森田浩） お時間をいただき、ありがとうございます。

4月1日付で当組合会計管理者及び関係市職員に異動がございましたので、ここで御紹介をさせていただきます。

初めに、坂東会計管理者でございます。

○会計管理者（坂東正樹） 坂東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 続きまして、関係市の清掃担当部長を紹介させていただきます。

清瀬市の黒田都市整備部長でございます。

○清瀬市都市整備部長（黒田和雄） 黒田でございます。よろしくお願い致します。

○助役（森田浩） 東久留米市の山下環境安全部長でございます。

○東久留米市環境安全部長（山下一美） 山下でございます。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 以上で紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成28年2月から4月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務について、（1）事務の状況でございますが、2月12日に関係市で構成する事務連絡協議会及び16日に管理者会議を開催し、平成28年第1回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等について協議いたしました。また、3月15日及び4月12日に柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会を開催いたしております。

続きまして、2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございます。

御参照いただきたいと思います。

次に、2ページの3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございます。

次に、4のごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員において2月12日に例月出納検査が行われております。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は5件の工事請負契約と11件の委託契約を行っております。詳細につきましては、行政報告資料に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万6,881トンで、これは昨年同期と比較しまして64トン、0.4%の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみにつきましては4ページの表4-2のとおり1万5,102トンで、昨年同期と比較いたしますと58トン、0.4%の減少となっております。不燃ごみにつきましては表4-3のとおり1,678トンで、これは昨年同期と比較いたしますと21トン、1.2%の減少となっております。粗大ごみにつきましては5ページの表4-4のとおり101トンで、昨年同期と比較いたしますと15トン、17.4%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページの表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入量でございます。

続きまして、8ページでございます。表6は、缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,695トンで、昨年同期と比較いたしますと21トン、1.2%の減少となっております。

次に、9ページでございます。2の施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、2月に3号炉の定期点検整備補修（その3）を実施しております。また、1号炉及び2号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。3月には3号炉の定期点検整備補修（その3）が完了し、その後は順調に稼動しております。また、1号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。4月には、2号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、また、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、12ページの表12-1から13ページの表12-3に記載しております。

続きまして、10ページでございます。表7、柳泉園クリーンポートの処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しています可燃物等の焼却量は1万6,430トンで、昨年同期と比較しますと37トン、0.2%の減少となっております。

表8及び表9は、ばい煙及びダイオキシン類の測定結果を記載しております。それぞれ排出基準に適合いたしております。

11ページでございます。表10につきましては、水銀濃度分析計の測定結果を記載しております。この期の検出はありませんでした。

表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載しております。こちらにつきましても排除基準に適合いたしております。

続きまして、14ページでございます。（2）不燃・粗大ごみ処理施設でございますが、2月の議会等でも御審議いただきましたが、2月12日に破砕機内でカセットコンロ等が原因と思われる爆発が発生したため、機械設備を停止いたしました。この爆発による人的被害はありませんでしたが、入り口扉等に変形がございました。その他機械設備に大きな損傷はなく、当日中に運転を再開いたしました。なお、この爆発に伴う経過等につきまして、東久留米消防署、田無警察署、三鷹労働基準監督署及び東京都環境局へ報告を行っております。また、この月にごみの投入クレーンの補修を実施しております。

3月になりまして、29日にまた2月同様の爆発が発生いたしました。この爆発に伴って機械設備を停止いたしました。こちらも人的被害はなく、設備の一部が破損いたしました。機械設備に大きな損傷はなく、仮設の扉を取りつけ、31日に運転を再開しております。なお、この爆発に伴いまして、東久留米消防署及び田無警察署におきまして

は現場に出動されました。三鷹労働基準監督署及び東京都環境局へは報告を行っております。この月にバグフィルターの清掃を実施しております。

4月は特別な事象もなく、施設は順調に稼動しております。

次に、表13の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,779トンで、昨年同期と比較いたしまして6トン、0.3%の減少となっております。

続きまして、15ページ、(3)リサイクルセンターでございますが、2月に1月より引き続きコンベヤベルト交換補修を実施いたしました。3月及び4月は特別な事象もなく、施設は順調に稼動しております。

次に、表14のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,695トンで、昨年同期と比較しまして21トン、1.2%の減少となっております。

続きまして、16ページの3、最終処分場についてでございますが、引き続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,370トンで、昨年同期と比較し52トン、2.2%の増加となっております。搬出状況は表15に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋め立て処分をせずに、固形燃料化や路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、17ページでございます。し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は257キロリットルで、昨年同期と比較しまして49キロリットル、16.0%の減少となっております。表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、18ページの2、施設の稼動状況でございますが、今期は2月に受水槽の清掃を実施しております。また、3月及び4月は特別な事象もなく、施設は順調に稼動しております。

次に、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果におきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、19ページの施設管理関係、1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、テニスコートは11.0%、室内プールは3.6%、それぞれ利用者が増加しております。野球場は7.7%、浴場施設は1.4%、それ

それ利用者がこちらは減少しております。詳細につきましては、表19-1及び表19-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、20ページの表20に記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び21ページの表22に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

最後でございますが、この行政報告の後、行政報告資料に添付してございます長期包括運営管理事業について、また、水銀混入調査対策委員会についての経過等、及びペットボトル売り払い代金に今回未納が発生いたしましたので、その経緯等について担当課長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○技術課長(佐藤元昭) それでは、行政報告資料の契約状況の一番最後の17ページ、ページは打っていないんですけども、柳泉園組合クリーンポート長期包括運営管理事業をごらんください。

1枚おめくりください。実施方針の1ページ、2ページ、その次に事業工程表(案)が添付してございます。

柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会では、実施方針、入札説明書、要求水準書、事業契約書及び入札方法等について議論していただきます。

委員会は既に3回開催しており、実施方針につきましては、ほぼでき上がっている状態でございます。

事業工程表(案)をごらんください。実施方針の公表ですが、この工程表には記載されておきませんが、7月8日開催の全員協議会で実施方針について御説明し、その後、柳泉園組合ホームページにて行いたいと考えております。

8月には入札公告を行う予定ですが、入札公告を行うには予定価格または予算額等を公表する必要があるため、8月の柳泉園組合議会にて債務負担行為の設定についてお願いし、速やかに柳泉園組合ホームページにて公告したいと考えております。

また、委員会の中で公平性、透明性を考慮し総合評価一般競争入札に決したことにより、平成29年4月より事業開始予定が3カ月延期され、7月からの事業開始となりました。契約に関しましては今年度内に行い、運転準備期間が4月から6月までの3カ月間となり

ます。

その他につきましては、事業工程表（案）のとおりでございます。

続きまして、柳泉園組合水銀混入調査対策委員会についてでございます。

第1回委員会は5月11日に開催され、8名の委員が出席されました。初めての委員会であるため、共通認識を持ってもらうことが必要であることから、水銀検出からの経過及び現状について、並びに今後のスケジュール等について、御送付いたしました資料に基づき御説明いたしました。その中で、幾つかの資料提出について要請を受けております。また、傍聴者につきましては11名が来られております。

技術課からの報告は以上でございます。

○資源推進課長（宮寺克己） それでは、ペットボトル売り払い代金の未納について御報告いたします。

未納となっておりますのは、平成27年12月分のペットボトル売り払い代金であります345万2,368円でございます。

契約の相手方は株式会社三友商事と申しまして、同社と平成27年10月から12月までの売り払い契約を締結いたしました。

12月分の売り払い代金は、平成28年1月27日を納期限として請求いたしましたが、期限までに支払えないとのことで延納申請書が提出されました。計画では12月分を3月15日と3月30日までに半額ずつ支払うこととなっておりますが、いずれも支払いがなかったため、確認したところ、4月28日までに全額支払うという内容の債務弁済誓約書が提出されました。この際、柳泉園組合からは、期限が守られなかった場合法的手段をとることを伝えてございます。

しかしながら、期限までに支払いがなかったため、5月11日に顧問弁護士事務所へ相談に伺いました。

その後、5月13日なんですが、相手方の代表取締役名で文書が送付されてまいりました。それによりますと、資金の支援が5月末にある予定なので、それが入り次第、優先的に柳泉園組合に支払いますとの内容でございました。

相手方に確認いたしましたところ、6月中には全額を支払うという意向を示したため、柳泉園組合といたしましては、連絡をとりながら支払いを待つことといたしますが、法的手段をとる場合も想定し、明後日、5月26日ですが、顧問弁護士事務所へ再度相談に伺うこととしております。

ペットボトル売り払い代金の未納につきましては以上でございます。

○議長（渋谷けいし） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 4点お聞きしたいと思います。

1点目は、たびたび質問しております災害対応、災害対策のことなのですが、御承知のとおり、4月14日等に熊本・大分の地域で大きな地震が発生して、いろいろな報道がなされているところであります。それで、現地の報道でも、暮らしを再建する意味で、ごみにかかわる問題ということも一部報道があるところであります。暮らしを立て直すためには、災害が起こりますと、地震の場合と水害の場合といろいろな場合があるわけですが、通常よりも多くごみが発生すると。また、状況の違いもあって、それをどのように処理していくのかということが課題になると思います。

例えば阪神・淡路大震災あるいは東日本大震災、最近で言いますと常総市などで起こりました水害ですとか、またそういう災害が起こっておりますが、こういう地域で現地の清掃工場、ごみ行政がどういう対応をして、あるいはどういう課題があったのか、こういうことは柳泉園組合としても把握をして、想定し得るところについては対策を講じていくということが私は必要だと思いますが、まずはその第一歩として、そういう災害が起こったところ、今熊本に視察に行くというのは適切でないと思いますので、また、都市部の直下型地震という意味で言いますと、阪神・淡路ですとか常総市ですとか、そちらの地域のごみ処理をされている施設あるいは自治体組織に、必要であれば職員の方も行かれることも1つだと思いますけれども、そういう状況把握、情報収集が必要だと思いますが、現段階で何らかの横のつながりでの情報提供があるのか、あるいはそういう取り組みをしていく予定があるのかどうか、見解を伺いたいと思います。

2点目は長期包括委託審査委員会についてですが、資料もいただいているところであります。それで、A3の工程表の下に委員会の内容ということで、ごく簡潔に内容が記載されておりますが、これまでの3回の委員会で、ごく簡単に結構なんですけれども、どういう質疑があったのか、どういうやりとりがあったのか、その内容についてももう少し御説明をいただければと思います。

3点目は水銀混入調査対策委員会であります。先ほど担当の課長から御説明がありました。私も当日は傍聴いたしまして、少しおくれたんですけども、委員の方からかなりというか、幾つか資料請求、こういう資料を用意してほしいという御要望があって、それ

について、多くの資料については用意していきたいと事務局で答えられていたと思います
が、メモし切れなかったところもあるので、どういう資料請求があったのか、それが何点
ぐらいあったのか、資料の項目というところを御説明いただければと思います。

それで、4点目はペットボトルの代金の未納の関係でございます。資源について売り払
いを行い、代金を払ってもらおうということを柳泉園組合は常々やっておりますが、以前1
件長期未納になっていて、現状ではなかなか解決し得ないケースというのも既に柳泉園組
合としては経験しているところであります。他団体でも報道では、電力の関係だったと思
いますが、電力を買っていた会社が支払いできなくなってという報道も一部にはあります。
この資源売り払いによって収入を得ていくということは、当組合にとって大事なことで
ある反面、場合によっては、今回のケースもまさにそうだと思いますが、そういうことが
起こり得るんだなと認識します。

伺いたいのは2点ありまして、1点目は、入札をされているということになるわけ
けれども、支払い能力の面ですとか、そういうものの点検というか、見きわめというか、
そういうものはどうされているのかということと、あとは、弁護士に相談をするタイミン
グなんです。過去のケースから言えば、例えば未納になった段階で、未納になるという
のはやはり大ごとだと思うのです。本来正規のやりとりで言えば、ここまで入らなければ
いけないというのが1回おくれるというのは、結構大ごとだと私は思いますので。法的措
置をとるかどうかはその後の話ですけれども、相談ということで言うと、その段階で弁護
士に相談をして、こういう問題、早目早目が解決のために有益だと思うのですけれども、
弁護士に相談するタイミング、法的手段を検討するタイミングというのはどうだったのか、
御見解をお聞きしたいと思います。

4点で、質問は5点だったかと思えます。よろしく願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、災害が起こった場合の横のつながりということ
ですが、こちらは国が主導をとって、八王子市がモデル地区として三多摩での災害が起こ
った場合のごみ処理についてということを検討いたしました。その結果が八王子市では出
ていると思います。現在、そのような横のつながり、細かいものはないとは思いますが、
今後そのようなことで、例えば一部事務組合はどのぐらいの処理能力があるのかという三
多摩での情報を共有化するというのも議題の中に入っていましたので、今後そのような形
で横のつながりができていくものだと思っております。

また、委員会での内容についてということですが、資料要求が3点ございまして、アン

ケート調査をした結果の9月1日の1週間程度前までの搬入事業所について調査して、その中で、医療系の廃棄物がどのぐらいの割合を占めていたのかということで資料要求がございました。また、搬入内容物の調査、ごみ実態調査、抜き打ちでの搬入物の調査についての結果を一覧として出してほしいということと、もう1点が、時系列的にわかりやすい表をつくっていただきたいということでした。以上3点について要望がありましたので、現在対応しているところでございます。これは水銀混入調査対策委員会の件です。申しわけございません。

包括委員会の内容ですが、こちらは先ほど御説明したように、実施方針とか入札説明書、要求水準書等の内容を定めるための委員会でございます。先ほどお伝えしたように、入札方法について審議していただき、こちらについては、総合評価ではあるが、一般競争入札にしたほうがいだろうという御指摘をいただいております。

また、コンサルタント会社がつくりました実施方針、入札説明書、要求水準書、事業契約書等について、内容を精査してございます。その中で作成しているのが実施方針と入札説明書、要求水準書でございます。実施方針につきましてはほぼでき上がっているということで、7月8日開催の全員協議会でお示しするということでございます。その他につきましては、工程表の下に出しております予定で、入札説明書、要求水準書、事業契約書の内容について精査し、決定していくという状況でございます。

○資源推進課長（宮寺克己） 支払い能力の確認ということなんですが、指名を行います際に、指名競争入札を行う案件については全てそうなんですが、登録してあります業者の資料をもとにいたしまして、例えばペットボトルの売り払いですと、不用品の買い受けをしている業者で、ペットボトルを取り扱っている登録業者が幾つかございますので、そのリストから選んでいくわけなんですが、まず、ペットボトルについて、売り上げ等が全くない業者は、実際には除外しております。そのほかにつきましては、過去の実績ですとか、ある程度会社の規模などを勘案いたしまして指名をしているものでございます。

今回、三友商事につきましては、平成25年のときに7月から9月の3カ月間のペットボトルの売り払いの契約を結んでおりまして、そのときには未納とか、そういう問題は一切発生せずに契約を履行しているということでございます。支払い能力といいますと、そのような過去の実績ですとか、ある程度の売り上げがあることなどを参考にして選んでいるところでございます。

それから、弁護士への相談のタイミングということなんですが、私は主にこの会社の営

業担当ですとか、代表の方などと連絡をとり合っていたんですが、連絡につきましてはきちんと電話対応もされていらっしゃる状況でございました。もし連絡がつかない場合には、折り返し電話を下さいと言えはきちんと電話をくれるという状況で、ある程度会社機能としてはきちんと動いているということを私なりに判断いたしました。

5月11日に弁護士相談となったことにつきましては、過去のそのような売り払いではきちんと実績があるということと、会社として少なくとも連絡が全くつかないという状況ではないということもありましたので、一応向こうからいつまでに支払いますという申し出があったこともありまして、5月になったというところが実際のところかと思えます。

○3番(村山順次郎) ありがとうございます。

災害対策については、八王子をモデル地区にして多摩地域での広域での連携の検討もされているということで、これは1つ大事な取り組みだろうなと思えます。一方で、柳泉園組合という1つの団体として考えた場合のとるべき、あるいはあらかじめ備えておくべきことは、東久留米の地域、関係3市の地域を中心に災害が起こった場合ですとか、この関係3市は比較的軽微で、周辺地域、お隣の地域で起こった場合ですとか、柳泉園組合で処理ができる場合できない場合と、場合によって変わってくると思うのですけれども。いわゆる震災関連死と言われる方が、報道では現段階で20名を数えているということで、多くは医療等の対応がそれに当たるべきところがまずあると思うのですけれども、同時にやはりごみ処理が順調に行われると、災害が起こっても素早く立ち上がって処理が順調に行っていけると、避難所や被害のあった住宅等でもごみが安心して出せるという状況を用意するというのも、それらの震災関連死を予防する意味でも重要だと思いますので、そのような情報収集ですとか、視察ですとかいうことは積極的に行っていただきたいということは要望したいと思えます。

それで、長期包括委託審査委員会のこれまで3回あった会議について御説明をいただきました。もう少しディテールについてお聞きしたいなと思ったのですが。例えば委員会が開かれまして、管理者等に報告するために調書等をつくられると思うのですけれども、こういうものを次回の定例会で、誰が参加をして、どういう議題があって、それについてどういう質問があってというのが多分記載されているものがあるのではないかなと思うのですけれども、そういうものを御提供いただくことはできますでしょうか。御答弁の中で7月8日の件が出てきたので、そういうことなのかと思ったところで、それに出るとあらかじめわかるのかもしれませんが。次回で言いますと7月下旬に第4回目が行われて、

次回の定例会は8月ですから、4回目の委員会の内容はぜひもう少し詳細なところをわかるような、調書というのはい例ですけれども、資料提供がいただければなと思いますが、その点は再度御見解をお聞きいたします。

水銀については、3点の資料要求があって、それについては用意をしているということでした。医療系の事業者のごみの割合でしょうか。内容物の調査の資料。あとは、経過のもう少しわかりやすい資料をということだったかと思います。今回も1回目の委員会の資料をいただいておりますので、次回の定例会には、そういうものが次の委員会に示されるのであれば、議会にも御提供いただきたいということは要望したいと思います。

ペットボトルですけれども、経過、了解いたしました。少し難しい判断がその都度あると思いますが、回収できるように適切に対応いただきたいと思います。

1点お願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） 資料の件ですが、そういう御希望があれば、提出するように準備いたします。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○4番（後藤ゆう子） それでは、2点質問と1点意見を言わせていただきます。

1点目が、2月の第1回定例会のときに、水銀を含んだ蛍光灯とか電池みたいな有害物質を含んだものに責任者を置かなくていいんですかという質問で、資源推進課長は次回までに答えられるようにしておきますとおっしゃっていたので、その確認が1点。

もう1つは、行政報告の16ページの委託契約の件ですね。クリーンポート搬入物実態調査業務委託なんですけれども、これは金額が、下を見ると前年は350万円で、ことしは550万円と1.5倍か1.6倍ぐらいになっているのですけれども、これは検査する内容が変わったのかどうか、どうしてこれだけ高くなったのかという内容の確認です。

最後、意見なんですけれども、私も災害のニュースを見まして、西東京市の第1回定例会の私の質問の中でも言ったのですけれども、トイレの問題というのがすごく災害では大きくて、震災関連死では、女性がぐあい悪くなるのはお手洗いを我慢してというのが多くて、簡易トイレみたいなものがあつという間にいっぱいになって使えなくなったりするということが多いんですけれども。今回、熊本の被災地に支援に行った2人の友人、1人はトラックを持って行って、ごみの処理の支援をした人で、1人はトイレの掃除に行ったという人から聞いたんですが、やはりすさまじく大量の便とかで汚れていて、処理が追いつかないというので、ぐあいが悪くなる人や、トイレを使わないように飲まない、食べない

ようなので脱水になって体調を崩す人が多いということで。柳泉園のし尿処理量なんかを見ていると、災害時、日ごろのこれがどれぐらい余裕があるのかというのは私は少し勉強不足でわからないんですが、とにかくこれでは多分追いつかないだろうなというのが予想されますので。ホームページやなんかで、簡易トイレのつくり方みたいなものとか、市民に対するトイレの備え、簡易トイレを買うとか、なければこのようなものを代用できるようなものをホームページでアピールするとか。

それから、トイレのことは置いておいて、もう1つは、横の連携と村山議員もおっしゃったのですけれども、この辺で大きな災害が起こった場合、やはり近隣のごみ処理施設も被災するかもしれないなと思うと、少し離れたところにも連携する必要があるのかなと思ひまして。例えば突拍子もないかもしれないんですが、それぞれ構成市、西東京市にも姉妹都市みたいなものがあるので、そのようなところの情報を取り寄せるとか、少し離れたところのごみ処理施設なんかとも連携がとれるといいのかなと思ひましたので、これは意見として言わせていただきます。

以上2点お願いいたします。

○資源推進課長（宮寺克己） お答えいたします。前回の議会で御質問がございました、水銀を含んだ蛍光灯ですとか乾電池ですとかの廃棄物を柳泉園組合で一時保管しているわけなんですけど、東京都の環境局に問い合わせをいたしまして確認いたしましたところ、そのような水銀を含んだ一般廃棄物を保管するに当たって、特段固有の管理者、責任者等を置く必要はありませんというお答えでございました。

○技術課長（佐藤元昭） 2点目の行政報告資料、委託契約状況の16ページのクリーンポート搬入物実態調査業務委託の金額についてでございますが、昨年9月1日に水銀が検出されたことに伴い、その後、毎月1回搬入内容物について、水銀に特化した調査をすることにいたしました。そちらに関しましては、年度途中であったため別契約といたしまして、調査としては2つの件名が存在していたんですが、新年度になったため、その内容を1つにまとめた関係上、昨年度の350万円から550万円に上がったということでございます。

○4番（後藤ゆう子） どうもありがとうございました。

有害物の件は、特段に置かなくていいということはわかりました。ただ、私のところにはそのような水銀を含むものが割と、入ろうと思ったら近寄れるところに、無造作と言うと失礼ですが、置いてあるというのが、台所のコンロの近くにてんぷら油が置いてある感

じで、市民としては不安だという声もありますので、ぜひ何か、もう少し保管に関して市民が安心できる方法がないかというのを今後御検討いただければと思います。これは意見です。

あと、契約の金額が高くなったのは、水銀の検査が入って高くなったということはわかりました。ありがとうございました。

○議長（渋谷けいし） ほかに質疑ございますか。

○5番（藤岡智明） 簡単なことだと思いますが、14ページ、不燃・粗大ごみ処理施設の問題について、報告で、2回連続して小規模といいますか、爆発事故がありましたと。いずれもカセットコンロが原因ということが想定されるとなっておりますが、この2つの連続した爆発について、再発防止といいますか、その対応について検討されて、カセットコンロのチェックとか、そういうことについてなされたのかどうかということについて1点。

それと、いわゆる消防署への通報です。そうしたことで、多分、2回目の場合は近隣の住民のほうが先だったという話も、少し聞いた話なんですけど、その辺で、むしろそういう事態になった場合に、実際には直ちに通報できるシステムになっているかどうかということも必要ではないかと思うのですが、その辺についてお聞きします。

○資源推進課長（宮寺克己） 1点目の再発防止ということでございますが、柳泉園組合としましても、爆発がありますと、機械がとまったり、長期にわたってごみ処理ができないということも考えられますので、関係市が収集する際に当たりましても、きちんと分別なり、使い切って出してくださいということは御案内いただいているのですけれども、2回爆発がありましたそれぞれの回につきまして、柳泉園組合から分別ですとか、排出の適正なやり方というのもまた御案内よろしくお願ひしますということをお送りしましたのと、柳泉園組合のホームページにも、適切にごみの分別・排出をお願いしますということで文章を載せてございます。

それから、施設に入ってからなんですけど、ごみの中にやはりまざる場合がございます。粗大ごみ処理施設の運転につきましては、今のところ原則としまして週3回の運転ということで、ごみの貯留状況等によりましては稼働日数をふやしたりするんですが、一応原則週3回としてありますところを原則週4回と日数を少しふやしまして、その分、1日の処理量を少し下げるということによって、破碎機に入れる前の手選別の段階でもう少し細かく見ることができるのではないかとということなども今のところ検討しているところでござ

います。

再発防止については以上なんですが、消防への通報ですが、議員おっしゃいますとおり、2回目の爆発につきましては、柳泉園組合からはまだ通報する前に消防の方々がお見えになりました。このとき、現場から連絡がありまして、すぐに職員が駆けつけました。機械はとまっていた。入り口扉がありまして、テレビカメラで破碎機の中を映しておりますので、柳泉園組合もその中を確認し、その時点で火がないということはカメラ越しにはわかったのですが、やはり中を見ないといけないということがありまして、入り口扉をあけようとしたんですが、爆風の影響で少し入り口扉が変形してしまいました。そのため、あけて中を確認してから、柳泉園も通報しようと考えていたんですが、少しあけるのに時間がかかってしまいまして、その間に、恐らく近隣の方だと思うのですが、通報されたという順番になったかと思います。今後につきましては、なるべく早く柳泉園組合からも通報して、このようなことのないようにしたいと考えております。

○5番（藤岡智明） 1点目の質問につきましては、これは収集の場合に啓発をしていくということ、再度の啓発をしますよということだと思います。それは当然大事なんですけどもね。柳泉園に持ってきてからどうチェックをするかということも、チェックの回数を週3回から4回にふやして、その分丁寧にやっていきますよということなんです。原因が同様の原因だと想定されるようになっていきますので、この辺は本当に重要視していただきたいし、実際にこれが大きな火災になったりはしなかったし、それから、被害そのものもそんなに大事には至らなかったということで、そういう状況だったのですが。やはりこれは本当に重大なことに発展しかねない問題ですので、その辺は十分対応を考えていただきたいという要望をしておきます。

それから、消防署等への連絡です。これもやはり住民の人が先にやったということよりも、事業実施主体のここが実際に速やかなそういうシステムをとっておくということが重要になってくるのではないかなと思いますので、この辺も十分対策をとっていくようにされたいということを要望として述べておきます。

○議長（渋谷けいし） ほかに質疑ございますか。

○6番（桐山ひとみ） それでは、何点か質問させていただきます。

まず最初に、6ページの有害ごみの搬入状況なんですけれども、それに関連して、これまで、先ほど後藤委員からも質疑がありました。この間、水銀の関係で、少し有害ごみも管理の方法を見直したらどうだということで議論があったと思うのですが、先日、私も現

場を見させていただきました。乾電池のドラム缶は、施錠の仕方を、いっぱいになったら、針金みたいなのをぐるぐるっと巻いた後に、さらに施錠をするといいますか、きちんとあかない形を現在はとられているということがわかったのですけれども。満タンにならなければ、基本的にはいわゆる出し入れが自由だということは確認はできたんですが、そのようなところの人の出入りは、基本的には持ってくるものを搬入される業者だとは思いますが、ただ、そのやはり管理の部分で、前回も伺ったと思うのです。日報はあったとしても、満タンにならなければ、あけて出し入れすることはできたという現状は、前回現場を見させていただいてわかったので、その点についての改善策みたいなものがあるのかどうか。

それから、蛍光管についても、基本的には本数を持ってこられて、ボードに何本と書かれているだけというところで、あとは丸型ですとか、そういうものを分別されるということもお話を聞いて理解はしているのですけれども。ただ、やはりこれまで議論になっていたように、管理する者をそこにずっと常駐させておくべきかどうなのかという議論は、先ほどお伺いする中では別に必要ではないということだったと思うのですけれども、いわゆる出入りの部分ですとか、もし万が一何かがあったときにという場合の対応策というものは、やはり考えていかなければならないのではないかと思います。

確かに先日の水銀の委員会の中でも、学識の先生の立ち話の中なんですけれども、有害ごみについては、中間処理施設で集めるというものよりも、各自治体で収集処理をするという方向性もしかるべきなのではないかという話も伺っていたので、私も一度持ち帰って、しっかりその辺をどうなのかということを勉強させていただかないと、ここでどうのという話ができないのですけれども。そのような話もいただいている中で、今後、そういう有害ごみの取り扱いについて検討されるのか、現状のままでいいのかということをもう一度お伺いしておきたいと思います。

それから、次が、先ほども出ていました粗大ごみの爆発の関係です。これも、先ほど消防云々の話が出ていたと思うのですが、たしか2月12日のときは消防対応はしていなかったです。私の認識ですが、そのときのほうが爆発音は、たしか爆発の度合いは大きかったのではなかったかと思うのですが、そのときには消防対応をなさらずに、今回は、先ほどの御答弁を聞いていると、近隣住民の方が、爆発音、音が聞こえたので、消防署を呼んで、出動して、すごいことになったという話を聞いているのですけど。柳泉園側としても後から消防対応をしよう、通報しようと思っていたということだったと思うのです。

前回もお伺いしていますが、このあたりの、日常事で、例えば1カ月に1回必ずこういう小さい爆発というのは常々ある施設だという認識で施設は設置しているのだという考え方があったとすれば、前回もお伺いした、どの程度の爆発の度合いで消防対応するのかしないのか。委託をされていると思うのですが、その業者とのそのようなときの対応マニュアルがどうなっているのかとか、1回爆発があって、そのようなことがこの議会でも話題になった後、再度このような爆発が出ていますけれども、そのような後にも見直しだったりとか、対応の措置の仕方を何か改めているのかとか、そのようなことがあればぜひお伺いをしておきたいと思います。

それから、7ページの契約の関係なんですけれども、交通整理委託という、長期継続委託ということで、今回も株式会社オーエンスが応札されたんだと思うのですが、この委託内容の中で、「厚生施設の利用者の安全確保を目的とした、歩行者、自転車及び自動車等の誘導の業務」とあると思うのですが、具体的に大体何人ぐらいで、どのような業務をされて、このような金額がふえているのですけれども、何か今までよりもさらに強化をすることができるのかどうかということもお伺いしておきたいと思います。

あと、16ページのクリーンポート搬入物実態調査業務委託で、先ほど後藤委員からも質疑がありました。これもたしか先ほどの説明で理解をしています。年度途中で2つ契約をしていて、水銀の関係の調査が入ったから2つを1つにしたということの理解はしているのですけれども。水銀検査なんですけど、いわゆる業者の事業系ごみの抜き打ち検査をされているという説明は前回もいただいておりますが、ただ、これは意味があるのかという声も若干市民の方から実は上がってきておまして。確かに抑止にはなると思うのですけれども、ただ、水銀混入があった後に、こちらから通達を出していますよね。文書として提示をされていると思うのですけれども、普通に考えたら、通知を出された後に皆さん改める。もし何かあったとしても改めるのではないかな、しばらくおとなしくしていようとか、あるのではないかなと思うのですけれども。これは、例えばどのぐらいの頻度をふやすですとか、どのぐらいの期間を考えていらっしゃるのかということをもう一度お伺いしておきたいと思います。そういう意見があるということで、抜き打ち検査はどういう考えに基づいていらっしゃるのかということをお伺いします。少し量が多くてごめんなさい。

それから、次の柳泉園クリーンポートの長期包括運営管理事業の中の委員会のことなんですけれども、前回、私が質疑をしていたところで、構成メンバーはどなたですかとお伺いして、公益社団法人全国都市清掃会議から1名とかと、前回の議会の中では、現在は打

診をして、まだ予定なので、あくまでも決定ではないということで、7名の構成メンバーを教えていただいたと思うのですが、正式にはまだこの場で伺っていないので、この7名の具体的な、例えばどういう学識の方なのかとか、名前等、そういうことも少し踏み込んで教えていただきたいと思います。

それから、前回も、このような委員会を進めるに当たって、やはり議会側が関与する場面というのがなかなかないということで、そういう流れをつくってほしいと。報告も含めてですが、そういうことをつくってほしいと要望させてはいただいています。先ほど村山議員からも出ておりましたが、やはり会議録的なものを必ずとっていらっしゃると思うので、このような議会にもそのような会議録を資料という形で添付していただく形で、ぜひ見える形をお願いをしたいと思います。これはお願いをしておきたいと思います。

○議長（渋谷けいし） 最後の会議録の提出は要望でよろしいんですか。

○6番（桐山ひとみ） 一応確認だけさせていただきます。

○議長（渋谷けいし） 御質問で。それでは、6点御質問いただいています。

○資源推進課長（宮寺克己） まず、蛍光管、乾電池の保管の状況でございますが、簡単に御説明いたしますと、乾電池につきましては、市別にドラム缶が置いてありまして、その中に搬入されたときに、ふたで上を覆っているのですけれども、それをあけていただいて、それぞれ市ごとに入れていただいております。今、桐山議員がおっしゃったように、従前まではドラム缶がいっぱいになりましたときに、そのふたと本体を金属の輪で結びまして、金属の輪をボルトで締めることで封をしておりました。ただ、そのままですとボルトは工具を使えば抜けてしまうものですから、そのボルトの周りを、ことしの4月からなんです、金属製の封印を用いまして、ボルトの周りをぐるぐる巻きにしてあります。その封印というのが鉛の小さい塊なんです、その鉛の塊のところに穴があいていまして、金属の棒を通すようにボルトに通しながら、その封印のところに金属のところを差し、その上で、その鉛の部分をぎゅっと押し潰すということで、封印そのものを抜くことができなくなって、ボルトも抜くことができないということで封印をしております。ですが、確かに、今のところそれはドラム缶がいっぱいになった時点でやっているものですから、いっぱいになるまではふたを置いてあるだけということがございますので、それにつきましては、おっしゃるとおりもう少しやり方はあるのかと考えますので、もう少し検討をしたいと思います。

それから、蛍光管につきましても、今は、おっしゃったように、形別に保管容器に入れ

て、それをある程度見ばえよくしているのですが、敷地の中に置いてあるという状況でございますので、なるべく外部の人がアクセスしにくいように検討いたしまして、また、少し時間がかかるかもしれませんが、やっていきたいと考えております。

それから、爆発と通報の関係なんですけれども、先ほども言いましたように、2月の議会でいろいろ御意見を賜りまして、少しおくれたことは否めませんが、私どもも消防への報告ですとか、各機関への報告ということを改めていたしたところでございます。3月につきましては、すぐに通報はしようと思っております。程度によってということなんです、基本的には、やはり少なくとも爆発があった場合には、それはある程度想定をされているというものの、被害の状況ということが発生します。爆発というのは基本的に火災と考えれば、やはり消防に通報するべきでしょうということで、タイミングによってはなるべく速やかにということで考えております。ただ、基本的に、現場で起きますと、委託業者から事務所に連絡がまず参りますので、状況を聞きながらですとかで、事務所から通報するという対応させてまいりたいと思っております。

○施設管理課長（千葉善一） 交通整理委託の内容でございます。今回の金額1,030万3,200円、前回と対比いたしまして306万720円の増額となっております。こちらにつきましては3年間の長期継続契約ということで、3カ年の金額となっております。実際施設を利用される方の交通手段といたしましては、自転車、オートバイ、車であったり、また徒歩であったりと、いろいろな手段によりまして柳泉園組合にお越しいただいております。ただ、そのようにお越しいただいている中で、頻繁に車の通行も当然ございますので、利用者の安全確保、そしてまた、車両の誘導ということで、業務委託をしております。

内容といたしましては、平日は、午後2時から午後6時までの1名、4時間勤務を行っております。また、土・日・祝日、夏休み期間中、7月から8月末までは、午前10時から午後6時までの2人1組、12時間勤務で交通整理を実施することで、利用者の通行の際の安全確保に努めております。

今回の契約では、さらにテニスコート、野球場につきましては、午前9時から利用開始になっておりますので、土・日・祝日、夏休み期間中につきましては、利用者が多いということで、従前の10時からではなく、9時から14時間勤務体制に変更しております。そのために、3年間累計いたしますと792時間の増加となり、今回金額的に40%強、上がった形での契約となっております。

○技術課長（佐藤元昭） では、続きまして、柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会委員についてでございます。7名で構成されておりまして、外部から来ていただいている方が、先ほどお話も出ましたが、公益社団法人全国都市清掃会議から荒井様という方が委員長としてお越しいただいています。また、副委員長といたしましては、一般財団法人日本環境衛生センターから藤原さん、また、東京二十三区清掃一部事務組合から加藤さんという3名の委員をお招きしております。そのほか4名でございますが、関係3市の清掃担当部長職ということでそれぞれ1名ずつ3名、また、柳泉園組合助役の以上7名で構成されております。

続きまして、水銀の調査についてですが、意図的に持ってこられる方には大変意味があるものだと思っております。入ってこないことが一番でございますので、抑止力ということは大切なことだと思っております。ですので、意味があるかないかということであれば、あると私は思っております。

また、どのぐらいの期間を行うのかということですが、こちらに関しては、可燃ごみを燃やす以上はほぼずっとやっていくようだと考えております。現状は月1回でございますが、予算の関係もございますので、もっと多くしたほうがいいのではないかとということであれば、予算の対応がよろしければふやすことも可能だと思いますし、例えばですが、他団体の関係でお話ししますと、関係市から職員を呼んで、その職員の方々が調査するというのをやっている団体もあるようです。場合によってはそのようなことも検討していかなければいけないとは感じております。

○議長（渋谷けいし） 会議録の提出について。

○技術課長（佐藤元昭） すみません、漏れていました。会議録の提出については、問題なく提出することはできると思いますが、会議録ができ次第ホームページにはアップしてまいりますので、そちらではなく議会でということであれば対応させていただきます。

○6番（桐山ひとみ） 最後のところは、ぜひ議会の資料として御提出いただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

それから、順番に行きますが、有害ごみの管理の部分については、これからまだまだ見直せるところといたしますか、そのようなところもあると認識されているということがわかりましたので、先ほど時間がかかるかもしれないがとおっしゃいましたが、できるだけ早急に対応を考えていただけるように、ぜひよろしくお願いいたします、終わります。

それから、粗大ごみの爆発の関係です。いわゆる委託業者が爆発を確認した段階で、今

まではどうしていたんですか。例えば火が出たときに、そのまま火を消す対応は委託業者が対応して、その後に例えば事務所に報告があるのか。いわゆる第一報ではないが、爆発が出た段階ですぐに、先ほど言った事務所のところに爆発したという連絡が入るのか。委託業者とのやりとりはどうなっているのかということをもう少し教えてもらえますか。何回も言っていると思うのですが、そのような消防対応、例えば万が一に備える、先ほどの防災対策ではないですけども、防災対策ですとか、そういう危機管理の部分でのマニュアルというものは、委託業者は自分たちで持っているという認識でいいのかどうなのかということも含めて教えてください。

それから、稼動の関係、先ほど出ていたと思うのですが、今の段階では週3回の稼動の中でだけでも、今後週4回で、処理量を減らして手選別をするということを検討中ということで、今の段階では決定事項ではないという認識だと思うのですが、これはどのぐらいの段階で、例えばそのような週3回稼動しているのを週4回にふやしたりとかというのをいつごろまでに結論を出されるのかということももう少し教えてください。

それから、契約の関係はわかりました。今までよりも、テニスコートを利用される方がふえるという認識でいいんですねということではかないんですけども、テニスコートも含めて、いわゆる厚生施設の利用者が今後ふえるであろうということで、時間も延長されて、歩行者の安全確保に努められるということだと思うので、これについてもわかりました。

それから、もう1個の契約の実態調査の業務委託の関係ですけども、水銀混入、いわゆる抜き打ち検査は意味があるということで、これからも焼却をする上ではずっとやっていかれるということだと思います。補助金とかもそうですが、一度やり始めたら途中でなかなか切れないと、やめることというのは難しいと思うので。いつときだけやってしまったら、確かに先ほどおっしゃっていた、それこそいつときだけの抑止にもなるけれども、いつとき皆さんも我慢をしていれば、もうやらないだったら、という悪意を持っている業者はいないとは思いますが、そのような考えがあると思うので、ずっとやられるということで理解をさせていただきました。この辺の抜き打ち検査についてももう少し、今後水銀の調査委員会でも資料が出されるということなので、そのあたりでも議論になったらいいなと思っています。なので、これも結構です。

それから、構成メンバーについてもわかりました。会議録もぜひ出して下さいということでお願いをしておきます。

あと、ごめんなさい、1個抜けていたんですが、いいでしょうか、議長。ペットボトルの売り払いの未納についてですけれども、お話を聞いて、どういう状況かというのは把握をしたんですけれども、これもぜひ、時系列的にこのようなものも報告事項の中に入れていただくなり、別紙でも構わないので、そういうのがあったほうがわかりやすいかなと思ったので、ぜひそういう対応をしてほしいなということをもまず1つ要望しておきたいと思います。

それから、これまで延納申請が出されたけどだめだった、債務弁済契約書を出されたけどずっと未納だという話は伺っているのですが、最終的に法的手段をとるよと言ったら、5月末の資金の支援がなされる予定だから少し待ってくれと。とにかく5月末に入る予定だから、6月中には全額払いますよという、いわゆる口頭約束なんですか。それとも何か一筆書いてもらったりとか、書面で何か取り交わしたりしているのでしょうか。その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（渋谷けいし） そうしますと、爆発の関係で御質問と、それから、ペットボトルの売り払いの未納の件で御質問ということでよろしいですか。

○資源推進課長（宮寺克己） お答えします。爆発の際のいわゆるマニュアルといったものが従前からあったかどうか、すみません、私も今まだ未確認なんですけど、当然爆発が現場で起こりますと、機械をまずとめまして、例えばほかの可燃性のごみに引火とかしていれば、すぐさま現場の対応でもって消火に当たるということをしてございます。複数名委託の者が当然おりますので、手分けをしながら、ある者は消火に当たるですとか、ある者は事務所への連絡を行うとかということになろうかと思えます。すぐに現場を見て、火が出ている様子はないとなれば、事務所にまず連絡を入れて様子を見に行くということもあろうかと思えます。マニュアルというものについては、今のところあったかどうかというのは、すみません、確認ができてございません。

それから、先ほどの運転日数をふやすという話ですけれども、現状でもごみが例えば、先ほども言いましたが、多かったり、少しごみピットの中にごみが貯留している場合には、週4日やったりすることもございます。ただ、それを仕様書上週4日原則に変えますので、できましたら6月ぐらいから変えられればと思っております。

それから、ペットボトルの未納の関係ですが、時系列的な資料をある程度つくってございますので、また議会に御提示をさせていただきたいと思えます。

それから、6月中に支払うという話なんですけど、これは実は先週の18日の水曜日に、

埼玉県ふじみ野市にある相手方の工場に行ってまいりました。相手方の社長と営業担当者の2名がおりまして、現場の工場には原料のペットボトルがたくさん積まれておりまして、五、六名の方が、重機を使ってそれを運搬し、粉碎のラインで粉碎して、大きな袋に詰め込む作業をしていました。その詰め込んだ後の袋が敷地内に置かれているのも拝見いたしました。ということで、会社の事業としてはきちんと継続しているということは確認したんですが、そのときに6月に支払うという話が出まして、特に改めて書面という形では頂戴してはございません。

○助役（森田浩） すみません。補足をさせていただきたい。施設の爆発の件なんですけど、2月の議会でいろいろ御意見等をお伺いし、その後、爆発が発生した場合の、関係機関への通報はどうあるべきかということで、内部的に協議させていただきました。その結果、今までは火災等が発生した場合、自前で消火しまして、そのまま消防署には通報はしておりませんでした。それで、前例も含め、また、2月の議会の経過等を踏まえて、消防署に御相談に行った結果、「爆発というのは、目視できる火災が発生しなくても、火が発生するから爆発なんです。ですから、その場合には必ず消防署へ連絡してください」という見解でありました。したがって、今後はどんな小さい爆発でも連絡するということで統一いたしました。また、関係機関におきましては、消防署のほか、田無警察署と労働基準監督署と、それと東京都の環境局には必ず連絡するというところでございます。

それと、柳泉園がなぜ早く通報しないんだということなんですけど、例えば今回の爆発におきましては、組合が消防署に通報するためには、火災が発生しているか発生していないかという状況を確認しなければ消防署に通報できないものですから、その確認のために、職員が作業員から連絡を受けて、職員が確認のために行く前に、爆発の音とともに近隣住民の方が消防署に連絡してしまったという経過でございます。今まではこのような爆発があっても、消防署にすぐ連絡するという状況はございませんでした。爆発の状況をまず柳泉園に問い合わせいただき、それからそれなりの対応を図っていたんですが、今回は大きい爆発だったので、近所の方が少し心配されて通報されたのかなと思っております。必ずしも柳泉園が怠慢で遅くなったということではないので、これからはその辺も含めまして、敏速に連絡するように体制を整えたいと思いますので、よろしく願います。

○6番（桐山ひとみ） ありがとうございます。

ただいま助役からも御答弁いただいたところなのですが、消防署に確認をした際には、もう爆発したらいわゆる火災扱いにするんだから、全て、小さかろうが、爆発した

らきちんと通報してくださいねということで、今回、それがあったから多分理解をされて、これからそこは見直していかれるんだと思うのですよ。ただ、小さい爆発は、日常的にないとは言い切れなくて、何か月に1回とか、年に何回か、数回はあったということはお伺いしていたので、それはいわゆる小さい爆発で、自前で消火ができたから、今までは通報しなかったという事実ですね。なので、そこは理解をさせていただいたので、今後そのようなところで、小さい爆発でも通報しなければならないということがわかったので、その件についてはぜひこれからもそのような対応をしていただきたいと思うのですが、一方で、例えばそういう通報を何回も繰り返し、爆発が柳泉園は年に何回もありますよねということがあった場合というのは、東京都環境局からとか、消防から指導とかが入るものなんですか。その辺については確認をさせてください。

あと、ペットボトルの売り払いについては、この間、わざわざ業者まで足を運んでいただいて、現場も確認をされていて、要は稼動しているから、会社としては動いているから問題ないという形で、目で確認をされてきたんだと思うのですけれども。今後、例えばですが、ここでいわゆる口約束をしてこられたけれども、もうそこでだめだった場合というのは、法的手段をとっていくということの認識でよろしいのかということをお伺いしておきます。

○資源推進課長（宮寺克己） お答えいたします。

最初の関係官署とかの査察とか立入調査ということですが、詳しくどうなったらという場合ははっきりわかりませんが、やはり同じような事故が続いた場合には、それは当然、消防にしましても、労働基準監督署にしましても、東京都にしましても、正式な調査ということで、何か改善するところがあるのではないですかということの御指導なども含めてあるということは、可能性としてはないことではないと思っております。

それから、2番目のペットボトルの売り払いですが、6月がだめだった場合ということなんです。柳泉園組合としましては、先ほども御説明しましたように、あわせて弁護士への相談も続けてまいりますので、判断は難しいですが、6月に本当に何も、ゼロ回答といいますか、全然支払うつもりがないということがわかる状況であったとしましたら、それはもう法的な手続をとっていくと考えております。では、半額入ればいいのかとか、4分の3入ればいいのかという問題もあるのかもしれませんが、そこは基本的には線を切って対応すべきものと考えております。

○議長（渋谷けいし） ほかに質疑ございますか。

○8番（小西みか） それでは、4点質問をさせていただきます。

まず1点目は、今のペットボトルの売却代金の回収についてですけれども、以前もそういう回収不能になったという案件があったかと思えますけれども、契約のときは、先方の会社の財政状況ですとか、運営の状況などを確認されるかと思えますけれども、要は、取引が始まってからについては、その辺の確認というのはどのようにするということになっているのでしょうか。

2点目です。水銀の調査委員会のことについてですけれども、この調査委員会を踏まえて、これからこの水銀についてどのように対応していくのかということを検討するのがこの調査委員会の最終目的だと認識しておりますけれども、先日配付していただきました調査委員会の今後の予定という内容の中には、混入についてどういう原因だったのか調査をするということはありませんけれども、私は、混入というのがなかなかゼロにはできないということも想定して対応するということを検討しなければならないのではないかと考えております。こういう点については、委員の学識経験者の方々、こういう認識をお持ちなのか。もしお持ちであれば、今後そういうことについて、実際にいろんな情報を集めたりとかということで対応は難しい点はあるかと思えますけれども、検討されていくという話が出ているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

3点目です。長期包括運営管理事業についてです。以前これはお聞きした内容になるかもしれませんが、平成38年度から全面的に運転も委託するということだったと思えますけれども、この運転委託を全面的にした場合に、要は職員のかかわりというんでしょうか、運転に関するノウハウというんでしょうか、必要最低限知っていなければならないという内容もあるかと思えますので、そのようなことについては具体的にどのようにかかわっていくという体制をつくる予定なのかについてお聞きしたいと思います。

それと最後ですけれども、包括契約について、入札の方法を総合評価入札方式をとるというお話でしたけれども、これからかもしれませんが、総合評価の評価観点について、どのようなことがということがあれば、教えていただければと思います。

以上4点お願いいたします。

○資源推進課長（宮寺克己） 資源物の売り払いにおける契約後の経営状況等の確認ということなんですが、必ず職員が契約中に相手方の工場に出向きまして、再資源化、再商品化しております状況を現地で確認するということをしております。あとは、例えば指名参加登録について、決算等がありましたら、更新などもございますので、そういう書類の提

出がありましたら、そのようなものも確認するですとか、そのようなことで実際のところの確認はいたしております。三友商事につきましても、昨年、契約中に一度職員が工場に出向きまして確認をしておりますので、今後もう少し、ほかの確認の方法もあるのかということは検討はしてまいりたいと思っております。

○技術課長（佐藤元昭） まず最初の水銀の委員会の委員の方たちがどういう認識かということなんですが、まだ第1回しか行っておりません。その中では、共通の認識を持つということで、それぞれの委員の方々の細かい御意見等は伺っていない関係上、どういう認識を持たれているのかということについては、現在まだ判断はついておりません。

続きまして、長期包括運営管理事業が全面委託になった場合のノウハウの関係なんですが、こちらにつきましては、従前もお伝えしているように、丸投げにはしないで、何らかの形で職員がかかわっていく。例えば運転は全面委託であっても、施設の整備や補修というものには、整備係がいますので、そのようなところにはかかわっていき、柳泉園組合の職員がクリーンポートについて何もわからないという状態にはしない方向で進めていくつもりでございます。

続きまして、入札の評価についてでございますが、入札の評価については、現状まだ、細かくこれから煮詰めていくところで、決まっておりますが、もし決まっていたとしても、今後の評価に与える影響があるかと思われるため、こういう議会の中での質問でお答えすることはできません。ただし、総合評価ですので、価格面だけではなく、技術力等も含めた形での評価ということ間違いはないということでございます。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

まず、ペットボトルの売却の相手先の管理についてですけれども、現地に行かれて、要は運営がされているということを確認してこられるということなんではないでしょうか。割とそういうことは、もしとても危ない会社だとしても、取り繕うみたいなことは多分できると思いますし、例えば少し帳簿を見せていただくとか、そのような最近の決算のものを送っていただくとか、そういうもう少し踏み込んだ調査も必要ということではないかと思っております。このようなことは起こることはまれだと認識をしておりますけれども、既にもう今2件目という状況があるということは、もう少し管理をしなければならないという意味もあるのかなと思っておりますので。もちろん現地調査ということは、ある意味、少しプレッシャーを与えるという意味もあるかと思っておりますので、それはそれで意味があるかと思っておりますが、もう少し踏み込んだ形での確認というんでしょうか、運営状況の調査ということ

をする必要もあるのではないかと思います。

要は、取引先をどう管理するかという、通常の企業でしたらそういうものになるかと思えますので、こういう売り掛け債権の管理というところは、一般的な企業はそのようなことを事前に察知するということが日常的に行っています。要は、同業者の人にそういう情報はないかということを知ったりとか、信用調査会社まで使うということは少ないですけども、そのようなことも含めて調査をするということもありますので、もう少し、こうした行政ですと、なかなかそういうところはあるかと思えますけれども、実際にそういう債権を相手を持っているということがありますので、これは回収するという前提で、要は、税金として出したものからマイナスされるという、当初からの予定の金額ということだと思えますので、せっかく行っていただけのでしたら、そのようなことも見せていただくという、そういうことももう少し踏み込んでやっていただけたらと思えます。これは意見とさせていただきます。

それと、水銀の件については、まだこれからということですので、それでは、こういう混入がゼロではないことを前提に対応していただくということもぜひ御検討いただきたいということで提案をいただければと思います。やはりこうした実際調査をして、原因が恐らくははっきりとわかるということはないと私は思っておりまして、そもそももちろん入ることがゼロにできるということであれば、それにこしたことはないわけですが、なかなかそういう可能性をゼロにするということは難しいと、それが現実だと思えますので、そうしたことを前提に、では、そうした状況があれば、それにどう対応して、被害というんでしょうか、その後の状況を、被害を最小限に食い止めるという対応ができるのかということも、やはり検討していく必要があるのではないかと思いますので、ぜひこうした御提案をいただければと思います。これも意見で終わりにいたします。

長期の包括運営委託ですけれども、これについては、今回委託する内容が、搬入管理、運営管理、維持管理、環境管理、情報管理、余熱利用業務、防災管理業務、その他となっておりますので、その中でも特に運転管理というところが、実際クリーンポートを動かしていく中では一番の重要なノウハウだと思いますけれども、これについて全面的に委託ということで、全然ノウハウが後の職員に伝わらないということがあれば、またそれはそれで、そこを本当に、何も口を挟めないという状況も生じてくるのではないかと考えておりまして、私はこの運転管理業務のノウハウについては、やはりある程度職員もきちんと知っておくということが必要なのではないかと思いますので、このような質問をさせてい

いただきました。もう一度ここについて、どのようにかかわっていくのかということをお説明いただければと思います。

それと、総合評価の方式ですけれども、先ほどのお話ですと、評価観点を公表することによって、今後の評価に影響があるからというお話でしたけれども、恐らく入札をかけるというときは、総合評価というのは評価基準というのを通常は示した上で、うちはこういうところを評価観点にします、そして、こういうところに評価の重点を置きますということを示した中で、それに応えてくれる会社はありますかと募集するのが私はありようだと思っていますけれども、その考え方が違うということなのか。例えば維持管理業務ですとか環境管理業務については、こうした包括的なところがさらに、地元の業者にこうしたことを優先的に委託するという、そういう例えば方針を持つ。あとは、その会社自体が例えば環境に対してとても配慮した会社であるという、総合評価の観点というのはいろいろあるかと思いますが、そのようなところなど、実際に多分総合評価という中では、可能性としては評価観点として挙げられるのではないかと考えておまして、ぜひそのようなところを、多分この委員会の中では、こういう評価の方式というのはいろんな自治体や、こうした行政のあれでやっておりますので、別にここで初めてやるということではないので、一般的なものがある程度でき上がっている中で、そういうことを参考にきつと評価をされるということだと思いますので、恐らく出てくると思いますが、その中でももう一度再質問させていただきたいのは、運転管理業務について重要だと思いますので、ここについてはどのように職員がこれからも継続してかかわっていくのか、その方法について御説明をいただきたいと思っています。

以上、この点についてだけもう一度御答弁をお願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） 長期包括運営管理事業の委託、全面になったときの技術の継承というところがございますが、運転が全面委託になったとしても、それにかかわる職員は必ず何名かは残して、運転だけではなく、点検整備、維持補修にもかかわって、適切な運転をしているのか、適切な整備がされているのかということを確認しながら、実際の目で見るとともに、毎年報告書というものを提出させ、書面をもっての確認も行っていくべきだろうと考えております。その辺も含めて、長期包括委員会でそのような細かいことも出てきているとは思いますが。こちらに関しましては、委員長をやられている全国都市清掃会議の荒井委員長に関しましては、このような案件を何十件もやられているベテランですので、そういう落ち度がない指導をしていただけると確信を持っていますので、そ

の辺は安心していただいで大丈夫だと思っております。

○議長（渋谷けいし） 小西議員、よろしいですか。

○8番（小西みか） はい。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○2番（関根光浩） すみません。私から簡潔に2点ほど質問させていただきます。

先ほどから質問が出ております、不燃・粗大ごみの処理施設の爆発事故の件なんです、2月の爆発のときには入り口扉とメンテナンス扉が変形したが、支障がなかった、当日中にごみ処理を再開したということで、3月のときには、やはり入り口扉、メンテナンス扉が変形し、その上で、入り口扉が開閉できなくなり、切断したために、仮設の扉を取りつけたとあったのですが、この仮設の扉というのは、このような場合にすぐに取りつけられる準備がもともとされているのかどうか。これ、中1日置いてすぐに取りつけられておりますので、その辺を少し確認したいのと、あと、仮設ということで今取り付けられていると思うのですが、これは正規の扉にまた取り付け直すということなんだと思うのですが、この扉の交換についてはコストがどのぐらいかかるのか、もしわかれば教えていただきたいと思ひます。

本当にこの爆発事故、大小あると思うのですが、頻度としてどのぐらい起きているのかということ、正確な数字はすぐに出せないかもしれないんですが、教えていただければと思ひます。

爆発の関連では以上ですが、あともう1点、厚生施設について、プールと浴場施設の水質測定についてですが、こちらにつきまして、基準を超える数値というのはここずっと出ているかと思ひます。塩素濃度が昨年ですか、少し基準値から外れたことがあったということなんですけども。この水質測定に関しては委託をされていると思うのですが、これにつきまして、何年間ぐらいの契約での委託をしているのかということ、これについては、委託会社につきましては、検査については精度管理等をきちり行っているのかなと思ひているのですが、万が一、何らかの事故が起きたときに、このようなことがなされていなかったケース、水質検査だけではないんですが、社会的にそういうことが後でわかるということがありますので、このような精度管理のチェックをきちんと柳泉園組合としてもできるものなのかどうかということを確認させていただければと思ひます。

○資源推進課長（宮寺克己） まず、3月のときなんです、爆風によりまして出入り口扉が変形してしまひまして、開閉ができなくなりました。職員によって一生懸命あけよう

としたんですが、どうしてもあかずに、消防隊の方が、電気式というんでしょうか、カッターでちょうつがいのところから切断して、ドアごと取り外したという状況でございます。やはり爆発の危険があるという施設で、その扉をあけっ放しでは運転ができませんので、仮設といいますのはいわゆる鉄板なんですけれども、鉄板に取っ手を溶接でつけて、出入り口を塞ぐことができる、そのようなものをつくりまして、簡単にあいてはいけませんので、ナンバー錠を取りつけて、勝手に第三者があけたり閉めたりできないようにしました。それで、手前のところには柵を置いて、近づけない形にしております。ですから、本当に予備があるとかいうことではなく、仮設としてつくったものでございます。

当然、そのままではいけませんので、上の大きなメンテナンス扉とあわせて、いずれ交換をする予定でございます。コストにつきましては、まだ現在、業者に見積もりをとっておる段階で、はっきりした金額はわかっておりませんが、予算措置につきましては、保険に入っておりますので、それで収入を受けまして、柳泉園組合の歳出予算で支払うということでございます。

それから、爆発の頻度ということなんですが、2月、3月と割と大きな爆発ということで、今回の割と上の大きな扉が爆風によってあいて、少し建物の角に当たって折れ曲がるという、比較的大きな爆発でした。申しわけありません、しっかり統計をとっているわけではないんですが、その程度の爆発ですと、感じとしてということになってしまうんですが、はっきりは何とも言えませんが、四、五年に一度あるのかないのかということでございます。比較的大きなものということでは大体そのくらいということでしょうか。

あとは、例えばドアが変形するようなことまでいなくても、破碎機の建物のてっぺんは、爆風が抜けるように穴があいていまして、雨が入るので、プラスチックの波板で塞いであるんですが、例えばその波板が少しふわっと浮くだとか、波板だけが破れるとかいう場合もあります。場合によってそのくらいのこともあります、それも年に数度あるかどうかというぐらいのものかと思われま。すみません、そのくらいでございます。

○施設管理課長（千葉善一） 水質関係でございます。今回、行政報告の資料に250万円以上ということであれば件名として出てくるんですが、こちらの水質分析につきましては4者による指名競争入札を行っており、65万7,288円で、単年度契約を行っております。主な内容でございますが、こちらに添付されているお風呂にしてもプールにしても、当然水質基準はございますので、そのような分析の項目を毎月やっていただく。それ以外にプールの排水がございますので、こちらについても毎月分析を行っております。測

定内容につきましては、下水道の担当部署にも四半期に1回報告義務がございますので、提出しているほかに、保健所に対しましても、プール、水質の結果と、原本のコピーなんです、含めて一緒に提出させていただいております。

また、井戸水を使っておりますので、間違えて飲んでしまうこともありますので、井戸水についても、年1回ではございますが、食品衛生法に基づきまして、26項目ございますが、分析を行うことで安全性の確認を行っております。

そのような意味での精度管理という言い方が該当するかどうかわかりませんが、ある意味では、市民に対して害のない、見えない部分での分析も行うことで、施設の維持管理を行っている状況でございます。

○2番（関根光浩） ありがとうございます。

爆発に関しましては、今回起きた2件が比較的大きなものだったということで、比較的大きなものは四、五年に1回ということで、ここで続けて起こったということもあって、私、もっと頻繁に起こっているのかなと思っていたんですが、そういうことで、軽いものに関しては年に数度は起こっていると今ありましたけども。いずれにしましても、大きな爆発、今回二度続けてということもありましたので、再発防止についての強化はしっかりしていただきたいということは申し上げておきたいと思っております。

あと、水質の管理に関してなんですが、私の聞き方も悪かったのですが、契約云々というのは、例えば水質の管理に関しました項目で、大腸菌とか一般細菌、レジオネラという細菌なんかもあると思うのですが、結構やはり高齢者の浴場施設なんかではレジオネラが発生して、死亡したケースというものも過去にも事例としてあったのですが、そのようなことで、細菌の検出がちゃんとなされるのかどうかということは、検査をする会社で精度管理という、きちんと菌が検出できるということを客観的に調べる、そのような管理をされていると思うのですが、そのようなことの確認というものを委託している会社に対しましてしっかりチェックできるかどうかということで、しっかりしているとは思いますが、何かしらの事例が起きた後だと少し遅いかなとも思いますので、お伺いしたところです。よろしく申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 1点目の再発防止は御要望でよろしいですか。

○2番（関根光浩） はい。

○施設管理課長（千葉善一） 例えば証明書の関係なんですが、国家試験として、環境計量士という制度がございます。そのような試験に合格した人の証明をもって計量証明と

して、このような数字が間違いないということで報告していただいております。私どもといたしましては、実際には指名する段階で、実績がないとなかなか入札に参加していただくことは難しいですので、当然官庁関係での実績、また民間での実績、そのようなものも含めて委員会の中で業者選定させていただいており、環境計量証明書をもって判断いたしております。

○2番（関根光浩） とりあえずといいますか、了解をいたしました。よろしく願いをいたします。

○議長（渋谷けいし） ほかに質疑ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後 3時28分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長（渋谷けいし） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上をもちまして行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第5、議案第12号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」及び「日程第6、議案第13号、平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分について」は関連がございますので、一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第12号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成28年3月、東京都人事委員会勧告に準じて、東久留米市において職員の給与に関する条例の一部が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして、柳泉園組合においては、平成28年3月14日に給与改定に係る本条例の一部を改正した条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、同月15日に改正条例を公布いたし

ました。したがいまして、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

続きまして、議案第13号、平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことに伴い、平成28年3月14日に平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

まず初めに、議案第12号でございます。

今回の条例改正につきましては、給料月額を平均で0.12%引き上げと、勤勉手当の支給率を年間0.1月引き上げるものでございます。また、改正条例は本年3月中に施行することから、専決処分をさせていただきました。

それでは、大変恐れ入りますが、議案第12号より6枚目でございます。議案第12号の資料でございます。柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表をごらんください。

まず初めに、第5条第8項でございますが、昇給停止年齢を現行の58歳から55歳へ引き下げるものでございます。

次に、第22条第2項の期末手当ですが、6月の支給月数1.3月を1.125月に、12月の支給月数1.45月を1.275月とするものでございます。

続きまして、第3項でございます。2ページをごらんください。第3項でございますが、再任用職員については、6月の支給月数0.6月を0.575月に、12月の支給月数0.8月を0.775月とするものでございます。

次に、第23条第2項の勤勉手当ですが、6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数0.625月をそれぞれ0.225月引き上げ、0.85月とするものでございます。

次に、第3項ですが、再任用職員については、6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数0.35月をそれぞれ0.05月引き上げ、0.4月とするものでございます。

次に、附則でございませう。3 ページをござらんください。

附則の第1 項、施行期日は、公布の日から施行でございませう。なほ、公布日におきましては3 月1 5 日でございませう。

次に、附則第2 項ですが、給料月額の上げについては平成2 7 年4 月1 日から、本年度の勤勉手当支給率の上げについては平成2 7 年1 2 月1 日からそれぞれ適用するものでございませう。

次に、附則第3 項の勤勉手当に関する特例措置ですが、年間の支給率0. 1 月分の上げを平成2 7 年度に限り、1 2 月分の支給率0. 8 5 月を0. 7 2 5 月とするものでございませう。

次に、4 ページから7 ページにかけましては給料表の新旧対照表でございませう。

なほ、今回の給与改定につきましては、職員組合と去る3 月1 0 日に協定書を締結してあります。

続きまして、議案第1 3 号の補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、給与条例の一部改正について専決処分したことに伴い、給料及び勤勉手当に係る上げ分を支給するための人件費及び本年3 月3 1 日付で普通退職が出たことから退職手当を支給するため、最低限の経費について歳入歳出予算を調整した内容でございませう。また、上げ分の差額支給を本年3 月2 5 日としたことから、給与改正条例につきましては同日付で専決処分をさせていただきます。

それでは、議案第1 3 号より3 枚目でございませう。補正予算書の1 ページをござらんください。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ7 7 8 万6, 0 0 0 円を増額し、予算総額を3 2 億2, 2 3 6 万2, 0 0 0 円と定めるものでございませう。

続きまして、2 ページ、3 ページをござらんください。第1 表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正で、補正額はそれぞれ記載する金額でございませう。

次に、事項別明細書についてでございませう。

1 0 ページ、1 1 ページをござらんください。2 の歳入についてでございませう。

まず、款7 繰入金、項1 基金繰入金、目1 職員退職給与基金繰入金は、普通退職者1 名の退職手当に充当するため、7 7 8 万6, 0 0 0 円を繰り入れるものでございませう。

次に、1 2、1 3 ページをござらんください。3 の歳出についてでございませう。

まず、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 人件費、節3 職員手当等の7 9 5 万1, 0 0 0 円の増額は、説明欄に記載のとおり、差額支給分の期末勤勉手当及び退職手当をそれぞれ

増額するものでございます。

次に、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費、節2給料の2万6,000円及び節3職員手当等の117万9,000円の増額は、説明欄に記載するとおり、差額を支給するため、それぞれ増額するものでございます。

次に、款5予備費の137万円の減額は、本補正に伴う調整分でございます。

次に、14ページ、15ページをごらんください。給与費明細書で、内容につきましては記載のとおりでございます。

補足説明については以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議案第12号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について及び議案第13号、平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第12号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第12号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第12号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については原案のとおり承認と決しま

した。

これより議案第13号、平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第13号、平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第13号、平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分については原案のとおり承認と決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第7、議案第14号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第14号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、清瀬市及び東久留米市が加入する東京都市町村職員退職手当組合において、調整額及び退職手当計算の基礎となる給料月額について改正されたことに伴い、関係市との支給状況の均衡を保つため、その改正内容に従いまして条例を整備するため、御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 続いて、補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案第14号より3枚目でございます。議案第14号資料、柳泉園組合職員退職手当支給条例の新旧対照表をごらんください。

まず、第5条第1項は、退職手当の調整額の単価を1,000円から1,075円に引き上げるものでございます。

次に、附則の改正でございます。附則第9項ですが、平成28年3月31日までの間、退職手当の計算の基礎となる給料月額を平成27年3月31日に受けていた給料月額とする規定を平成30年3月31日まで延長するもので、これは現給保障の期間1年をさらに2年間延長するものでございます。

次に、2ページをごらんください。

附則の第1項、施行期日は公布の日から施行し、本年4月1日から適用するものでございます。

次に、附則の第2項ですが、現給保障の期間中は、調整額の単価については現行の1,000円とするものでございます。

補足説明については以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議案第14号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第14号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第14号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第14号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決と決しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成28年第2回柳泉園組合議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後 3時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 渋谷 けいし

議 員 藤 岡 智 明

議 員 桐 山 ひとみ